

# 豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要領

## — 総合評価方式の評価方法及び提出書類等について —

\* 詳細については、「豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱」（平成 28 年 2 月 9 日 総務部長決定）をご覧ください。

### 総合評価方式の評価方法

豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱別紙による。

### 提出書類ほか

## 1 提出書類及び添付資料、留意事項等

### (1) 提出書類及び添付資料等

① 豊島区施工能力審査型総合評価方式提出書類送信票 **別紙 1**

② 豊島区施工能力評価点・地域貢献度評価点申告書 **別紙 2**

③ 【工事成績評価点関係】

公告に記載の業種(営業種目)で指定期間に完了した工事のうち、公告日に直近する 3 件の工事成績評定通知書の写

\* 公告記載の「業種(営業種目)」と工事成績評定通知書記載の「業種名」が同一であること。異業種の成績は評価対象としない。

\* 指定期間とは、「当該発注工事の公告日の 3 年 3 か月前の日から起算して 3 年の間」をいう。

\* 工事成績評定通知書が存在しない場合で、当該発注工事について相当の施工能力を有していることの認定を求める場合は、他の公共工事発注機関の発注に係る同種工事で、指定期間に完了した工事のうち、その発注機関の評定した直近の工事成績評定通知書の写を提出することができる。

④ 【配置予定技術者の資格点関係】

ア： 配置予定技術者の保有資格証の写

一級技術者：建設業法第 15 条第 2 号イ

二級技術者：建設業法施行規則第七条の三

イ： 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写（監理技術者資格者証の写など、令和 6 年 12 月 2 日 国不建技第 120 号参照）

\* 監理技術者資格者証等の写は、氏名・所属会社名以外の個人情報をもスキングすること。

\* 配置予定技術者は、工事完了まで変更することができない。ただし、諸般の事情の文書による疎明等により発注者が総合的に判断してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

⑤ 【配置予定技術者の実績点関係】

\* 同種・類似工事について公告時に指定している場合、配置予定技術者が担当し、③の期間に完了した同種・類似工事のコリンズ（CORINS）しゅん工事工事カルテの写

⑥ 【配置予定技術者の優良工事实績点関係】

③の期間において配置予定技術者が担当して完了した直近の工事成績評定通知書の写

⑦ 【環境配慮点関係】

ISO14001 規格、一般財団法人持続性推進機構のエコアクション 21 及び一般社団法人エコステージ協会のエコステージ（ステージ 2 以上）のいずれかの認証を取得して公告日においても有効であることを証明する認証書の写

⑧ 【防災活動点関係】

本区との防災協定書の写及び防災協定を締結した団体に加盟していることを証明するもの。期間内に防災協定を結んだ団体として豊島区の防災訓練等に参加したことを証明するもの。

\* 加盟団体が発行する参加名簿など。

⑨ 【ワーク・ライフ・バランス推進企業点関係】

公告日において有効である豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の写

⑩ 【品質管理活動点関係】

ISO9001 規格の認証を取得して公告日においても有効であることを証明する認証書の写

⑪ 【安全衛生活動点関係】

建設業労働災害防止協会の加入証明書、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書及び中央労働災害防止協会（JISHA）方式適格の労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）基準適合の認定書のいずれかで公告日においても有効であるものの写

\* 参照 URL

・ 建設業労働災害防止協会：

[http://www.kensaibou.or.jp/association/guidance\\_of\\_enrollment.html](http://www.kensaibou.or.jp/association/guidance_of_enrollment.html)

・ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム：

[http://www.kensaibou.or.jp/activity/management\\_system.html](http://www.kensaibou.or.jp/activity/management_system.html)

・ 中央労働災害防止協会：

⑫【雇用対策点関係】

\* 女性の現場従事者の雇用は作業員名簿もしくは現場代理人及び主任技術者等通知書に雇用及び性別を証明する書類として監理技術者資格者証等の写など（令和6年12月2日 国不建技第120号参照）を添付する。この際、氏名・所属会社名以外の個人情報をマスキングすること。

\* 「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率をこえて雇用したかは東京電子自治体共同運営電子調達サービスの業者情報で確認をするので公告日までに雇用情報を登録すること。

⑬【地域貢献度評価点事前申告書】

当該年度に契約管財課へあらかじめ提出して、「地域貢献度評価点事前申告書」の本区確認印のある表紙の写 **別紙3**

\* 確認に要する期間は、「地域貢献度評価点事前申告書」を受付けてから10日（10日目が豊島区の休日を定める条例に規定する日においては翌日）とし、期間内に総合評価方式の公告があった場合はすべての入札が終了するまで審査を停止し決定したのち再開する。

⑭【事業継続計画策定点】

「災害時事業継続計画書」の本区確認印のある表紙の写 **別紙4**

\* あらかじめ所定事項を記載した「災害時事業継続計画書」を**別紙4**の表紙を付して本区へ提出し、内容の確認ができた場合に当該表紙に確認印を押印し返却する。確認に要する期間は、「災害時事業継続計画書」を受付けてから10日（10日目が豊島区の休日を定める条例に規定する日においては翌日）とし、期間内に総合評価方式の公告があった場合はすべての入札が終了するまで審査を停止し決定したのち再開する。

\* 参照 URL

- ・「地域建設企業における災害時事業継続計画（簡易版）作成例（最新版）」：

<http://www.zenken-net.or.jp/wp-content/uploads/zenken-jkrei.pdf>

(2) **留意事項**

- ① 提出書類の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- ② 提出書類に、評定点を過大に申告した場合はその項目を評価しない。また、過少に申告した場合はその点数を採用する。

工事成績評価点においては、総評価点平均で判断するため、豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱 別紙 5 (1) ③ 「工事成績総評定点が存在しない場合は、そ

の平均を 50 点とする。」を最低点とする。

③ (1) の①別紙1及び②別紙2の様式については、公告時の配布資料等によりダウンロードすること。

④ (1) の添付資料については、該当がある場合に提出すること。

⑤ 事前申告について

(1) ⑦～⑫の添付書類については、別紙3様式に添付（⑭については確認印のある別紙4がある場合に添付）のうえあらかじめ申し、本区の確認を受けた場合は、確認印のある別紙3様式をもって提出に代えることができる。ただし、別紙3の申告書に記載がなく、あらかじめ区の確認を受けていない⑦～⑫の添付書類については、(1)の当該項目の取扱いのとおりその写を提出する。

## 2 提出方法

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を送信した後、必要事項を記入した上記1の書類等を電子メールに添付して送信すること。

(2) 提出先の電子メールアドレス：[A0029361@city.toshima.lg.jp](mailto:A0029361@city.toshima.lg.jp)

\* 電子メール送信の際の件名は、「共同運営の発注番号と会社名」としてください。例) 件名：「2020-〇〇〇〇 ◎◎△△株式会社」 など記載すること。

(3) 別紙3「地域貢献度評価点 事前申告書」と別紙4「災害時事業継続計画書」は、電子申請で申告することもできる。